

富士吉田 農業まつり&リフレッシュよしだ秋祭り
～富士山アリーナ

ふじよしだ 議会だより

第107号

<http://www.fujiyoshida.yamanashi.jp/div.gikai.html/index.html>

9月定例会会期日程

9月3日	本会議（開会）
9月9日	本会議
9月11・14・15日	決算特別委員会
9月17日	総務経済委員会
9月18日	文教厚生委員会
9月28日	本会議

- 会期の決定
 - 議案の提出と説明
 - 議案の委員会付託
 - 議案の追加提案
 - 市政一般質問
 - 付託議案の審査
 - 付託議案の審査
 - 付託議案の審査
 - 各委員長からの報告
 - 議案の追加提案
 - 各議案の採決
 - 教育委員会委員の任命
 - 公平委員会委員の選任
 - 恩賜林組合会議員の補欠選挙
- (閉会)

九月定例会

平成二十年度決算を認定

一般会計歳出総額は

二百十億五百四十万

三千九百七十一円

平成二十一年九月定例会は、九月三日開会され、二十六日間の会期を終えて九月二十八日に閉会しました。

この定例会では、審議に先立ち、決算特別委員会の委員を選任、委員会が構成されました。

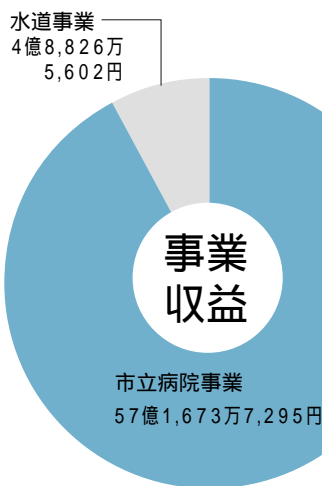
議案は、平成二十年度一般会計及び特別会計歳入歳出、市立病院事業会計、水道事業会計の三件の決算認定などのほか、一般会計継続費精算報告書一件、報告書一件、補正予算八件、条例の制定など五件、人事案件二件が提出され審議し、すべて認定、可決しました。

また、恩賜県有財産保護組合会議員の補欠選挙が行われました。

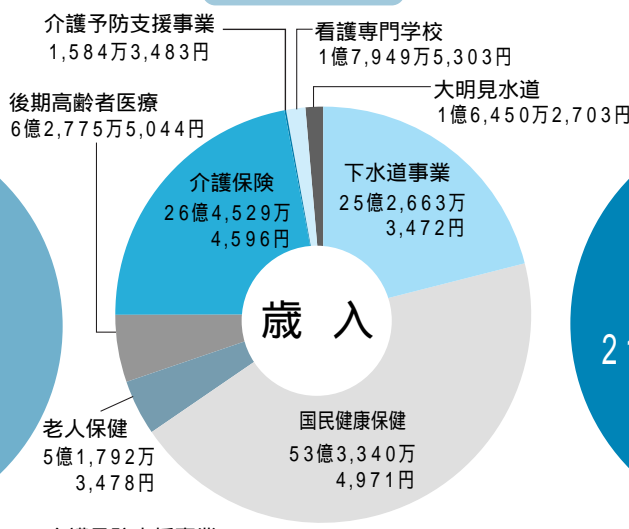
市政に対する一般質問は、四人の議員が行ない、執行者の考えをただしました。

決算報告

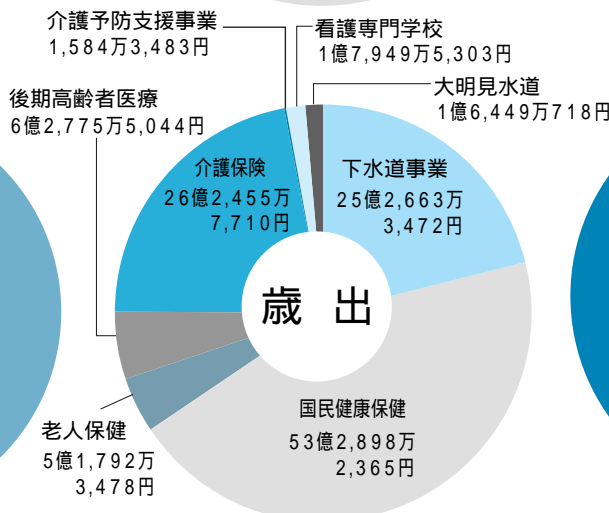
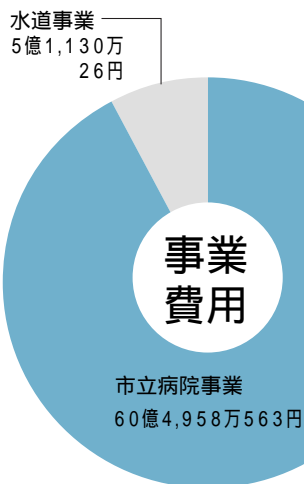
事業会計



特別会計



一般会計



議会の動き

― 常任委員会視察研修 ―

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、さらに現地等を視察するなど、活発な議員の調査活動が行われました。

総務経済委員会

実施日 10月29日、30日
 研修先 群馬県長野原町
 内容 ハツ場ダム工事現場
 視察について



文教厚生委員会

実施日 11月11日、12日
 研修先 長野県飯田市
 内容・太陽光発電の普及への取り組みについて
 ・リニアック導入について



人事案件

富士吉田市教育委員会委員
 桑原 良訓氏
 (大明見一七二二番地)
 刑部 茶苗氏
 (上吉田二一十一二二)
 富士吉田市公平委員会委員
 吉元 勝春氏
 (下吉田三四八七番地の一)

議会人事

富士吉田市外二ヶ村
 恩賜県有財産保護組合
 会議員(補欠選挙)
 上吉田区域
 宮下 正男氏

建設水道委員会

実施日 11月5日、6日
 研修先 福島県喜多方市
 内容 みんなの道づくり事業
 について



全国自治体病院経営都市議会協議会 正副会長・監事・相談役会議

平成21年10月19日、本市において全国自治体病院経営都市議会協議会、正副会長・監事・相談役会議が開催され、財政対策・勤務医不足対策・救急医療体制を柱とする自治体病院経営に関する要望事項を満場一致で決定しました。



《編集委員会》

委員長	土橋 舜作	委員	奥脇 和一	委員	渡辺 忠義
	宮下 正男		及川 三郎		戸田 元

委員会の審査から

決算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

決算特別委員会

平成二十年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、市立病院事業会計決算、水道事業会計決算を審査するにあたって、次の十名の議員による決算特別委員会が設置され、審査が行なわれました。

委員長 宮下 正男
副委員長 秋山 晃一
委員 渡辺 嘉男
土橋 舜作
加々美 宝
渡辺 忠義
戸田 元
及川 三郎
渡辺 幸寿
勝俣 米治

審査にあたり、提出のあつた予算の執行実績及び主要施策の成果報告書を参考として、予算が公正・適法かつ能率的、合理的に執行されているかどうか、その結果どのような行政効果を上げたか、また、その施策が住民福祉の向上に適合したものであったか、財政事情についてはどうであるかな

どを重点に詳細に審査いたしました。

一般会計決算認定

平成二十年度の一般会計決算は、予算現額二百二十九億千八百八十八万四千七百六十三円に対し、収入済額二百十四億二千七百六十四万千七百九十八円、支出済額は二百十億五百四十三万九千九百七十一円で、歳入歳出差引残額は四億二千二百二十三万七千八百二十七円となり、継続費通次繰越額及び繰越明許費繰越額九千六百九十九万十円を差し引くと、実質収支額は三億三千五百四十七万八千八百九十二万四千三百三十八円の増となっております。

実質収支額のうち二億三千万円は財政調整基金へ積立て、一億五千万七千八百七十七円が翌年度へ繰り越されております。

特別会計決算認定

下水道事業、国民健康保険、老人保健、介護保険、介護予防支援事業、看護専門学校、大明見水道の合計七特別会計決算審査は、関係法令に従い、能率的、合理的に予算が執行されているかどうかを主眼に審査が行なわれ、それぞれ認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で、保育料などの使用料と税の滞納対策については、各担当課で横の連携をとり、市として一元化して効率的な滞納整理を推進し、更に努力すべきとの意見がありました。

工業団地区画の残地について、駐車場として使用するが、残地としての利用形態について、よりよい方法を検討してほしいとの要望がありました。

中央駐車場は現在、無料で提供しているようであるが駐車場のゲートの機械がサビていたり、草が生えているなど荒れた状況になっているので整備をして、今後の利用方

法を検討してほしいとの要望がありました。

民有地にある市営住宅については、地主から土地の明け渡し請求があるところもあるようであるが、土地契約の更新については、市営住宅入居の待機者が多くいることから、土地の継続使用が出来るよう交渉してほしいとの要望がありました。

恩賜林組合からの十億円の分収交付金については、その使途の内容を市民に対して知らせたほうがよいのではないかと意見がありました。

歳出については、温泉管理事業については、今後の利用方法も含め事業内容について検討するよう要望がありました。

庁舎建替え事業については、中期財政計画において平成二十四年度からの事業となつていますが、先行投資をしているので、事業計画と事業実施については十分注意するよう要望がありました。

窓口の自動交付機の賃借料等には多額の経費がかかっているので、市民

に積極的にPRをして有効に活用すべきであるとの要望がありました。

選挙管理委員会事業の人員費は一人となつていますが、事務的ミスのないよう適正な人員配置を検討してほしいとの要望がありました。

生活習慣病対策(検診)事業については、受診率が向上するよう検診時間の短縮や、自己負担額の軽減など、受診しやすい体制づくりに努めるよう要望がありました。

富士・東部小児救急医療センターの運営については、将来的には二十四時間体制で対応できるように検討してほしいとの要望がありました。

ごみ減量推進事業において、自治会での資源ごみの保管場所の確保に苦慮している自治会もあるため、他の方法も検討してほしいとの要望がありました。

県営中山間地域総合整備事業については、地域住民のためにも早期の供用開始を県に働きかけてほしいとの要望がありま

した。

緊急地震速報施設内放送システム設置事業においては、市内小中学校等に十八箇所機器の設置をしているが、震度の設定値の関係からまだ一度も作動していないようであるが、震度の設定値を下げることも検討してほしいとの要望がありました。

教育振興費において、扶助費が三百三十万円ほど不用額となっているが、対象者に対し申し込みしやすい環境づくりを検討してほしいとの要望がありました。

総括質疑のなかで、恩賜林組合からの分収交付金は、恒久的なものではないという認識を持ち、健全な予算が組めるように、また経常収支比率が下がるように更なる努力をしてほしいとの意見がありました。

実績報告書の内容については、実績としてもう少し明確な数字を詳しく明記してほしいとの要望がありました。

法定繰出金については、国・県の指導のもとに繰

出すだけでなく市独自の考えを持って繰出すことも検討すべきであるとの意見がありました。

不用額については、前年度より少なくなっているが更に努力してほしいとの要望がありました。

下水道事業特別会計については、まだ供用開始がされていない地域が多くあるので計画的に起債とのバランスをとりながら事業の推進を図るよう要望がありました。

国民健康保険特別会計については、滞納者に対して国の指導の下に短期証や資格証で対応しても滞納者は減らないと思われるので、一律的な考えではなく自治体独自の考えで滞納者に対処すべきであるとの意見がありました。

総括質疑のなかで、国税の滞納の原因は、保険料が高すぎるのだと思われ、基金の十三億円の一部を取り崩すとか、他の市町村が実施しているように一般会計から法定外の繰り入れをして国税を下げると、

今後、国税のあり方について検討すべきであるとの意見がありました。

介護保険特別会計については、介護認定審査において是一次審査が重要であるので調査員の研修、指導を徹底してほしいとの要望がありました。

また、介護給付費準備基金は介護保険事業全体に還元すべきであり、保険料の減額のために使うべきであるとの意見がありました。

介護予防支援事業特別会計については、予算額に比べ不用額の割合が多いので予算編成の際には留意するよう指摘がありました。

討論において、市の財政も厳しい状況ではあるが、国民健康保険特別会計と介護保険特別会計等については、市民にとって重い負担の一つとなっている。国からの指導という制約はあるものの、今後、この分野において改善を求めて反対するものである。なお、国保及び介護保険会計は一般会計と連動しており一括議

案ということ、議案第八十号については反対するものであるとの討論がありました。

討論の後、起立採決を行い、賛成多数で認定すべきものと決しました。

市立病院事業会計決算認定
審査にあたっては予算執行の実績を示す決算報告書等の関係諸表を参考として、病院事業が地方

公営企業の関係法規に従い、経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益五十七億千六百七十三万七千二百九十五円、事業費用六十億四千九百五十八万五千六百三十三円で、消費税の影響を除くと四億千三百三十二万三千九百八十三円の当年度純損失が計上され、前年度との対比では、収益が〇・三六％、二千三十六万八千七百一十六円の増費用で〇・二五％、千四百九十四万四千二百二十四円

の減となっております。

また、資本金収入及び支出では、収入額三億二千五百二十五万七千円、支出額四億六千四百一十二万二千八百三十四円で収支不足額一億三千五百十五万五千八百三十四円は、過年度分損益勘定留保資金、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填しております。

自治体病院を取り巻く環境が大きな変革期に直面する中、良質な地域医療の確保と抜本的な経営改革が求められ、「地域医療をいかに提供していくか」が重要な課題となっており、医療に対するニーズはますます高度化かつ多様化している。このような状況下で、これらのニーズに迅速かつ的確に対応し、救急医療や高度医療などの不採算部門も担う中で、地域中核病院としての使命と役割を果たしており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

なお、審査の中で患者様に対して常に親切な対応を心がけることが、医

委員会の審査から

決算特別委員会

総務経済委員会

文教厚生委員会

業収益にも繋がってくると思うので、更なる努力をしてほしいとの要望がありました。

水道事業会計決算認定審査にあたっては、事業業務が経済的かつ合理的に執行されているかどうかを主眼として審査しました。

その結果、当年度の収益的収入及び支出では、事業収益四億八千八百二十六万五千六百二円、事業費用五億千三百三十九万六千二百九十九円を除外し、消費税の影響を除くと三千三百二十九万二千二百九十九円の当年度純損失となっており、前年度に比べ収益が一・八一%、九百万四千三百四十円の減、費用で〇・九三%、四百八十一万三千八百一十一円の減となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額三億四百三十三万三千五百円、支出額四億八千二百七十九万九千六百円、収支不足額一億七千八百四十五万九千九百八十一円は、当年度分消費税及び地方

消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

総務経済委員会

審議案件

富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について

富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算（第五号）

平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算（第六号）

審議結果

本案は、「富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例」の一部改正でありまして、市立病院における看護の充実を図るため、専門看護師又は認定看護師と認定された看護師に

単独事業及び民生安定事業の補助金を受けて配給水施設の整備を積極的に行っており、原案のとおり認定すべきものと決しました。

対して、専門・認定看護師手当が支給できるよう、所要の改正を行うものであり、妥当と認められま

すので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、審査の中で、今後も適任者を選定し、専門看護師及び認定看護師の養成に努めてほしいとの要望がありました。

本案は、「富士吉田市消防団員等公務災害補償条例」の一部改正でありまして、「消防法」の一部を改正する法律」の施行に伴い、参照する条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うものであり、妥当と認められま

決すべきものと決しました。

本案は、平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算第五号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ一億二千六十七万円を追加し、総額を百八十八億八千六百八十三万六千円とするものであります。

歳入では、民生費国庫補助金五千六百八十一万六千円、地方交付税二千三百七十七万二千円、衛生手数料二千七十万円等を増額するものであります。

歳出では、児童福祉費五千八百八十八万六千円、市税過誤還付にかかる諸費二千三百万円、保健事業費千四百三万円等を増額するものであります。

また、選挙管理委員会事業につきまして継続費として追加するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

る中で、事業推進に努めてほしいとの要望がありました。

本案は、平成二十一年度富士吉田市一般会計補正予算第六号でありまして、今回歳入歳出にそれぞれ二千七百七十万円を追加し、総額を百八十九億千四百五十三万六千円とするものであります。

歳入では、地方交付税二千七百七十万円を増額するものであります。

歳出では、市立病院事業会計負担金二千七百七十万円を増額するものであります。

また、特定防衛施設周辺公共施設整備事業一億四千八百万円を繰越明許費とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。



文教厚生委員会

審議案件

住居表示の実施に伴う
関係条例の整理に関する
条例の制定について

富士吉田市子育て応援
医療費助成金支給条例及
び富士吉田市老人医療費
助成金支給条例の一部改
正について

富士吉田市国民健康保
険条例の一部改正につい
て

平成二十一年度富士吉
田市国民健康保険特別会
計補正予算(第二号)

平成二十一年度富士吉
田市介護保険特別会計補
正予算(第二号)

平成二十一年度富士吉
田市立病院事業会計補正
予算(第二号)

審議案件

本案は、「住居表示の
実施に伴う関係条例の整
理に関する条例」の制定
でありまして、上吉田及
び下吉田の一部地域の住
居表示を本年十一月二十

四日から実施することに
伴い、住居表示の実施区
域に設置してあります公
の施設の位置の表示を改
めるなど、所要の改正を
行うものであり、妥当と
認められますので、原案
のとおり可決すべきもの
と決しました。

本案は、「富士吉田市
子育て応援医療費助成金
支給条例及び富士吉田市
老人医療費助成金支給条
例」の一部改正でありま
して、「健康保険法施行
令等の一部を改正する政
令」等の施行に伴い、高
額医療・高額介護合算制
度が新たに導入されたこ
とから、所要の改正を行
うものであり、妥当と認
められますので、原案の
とおり可決すべきものと
決しました。

本案は、「富士吉田市
国民健康保険条例」の一
部改正でありまして、「健
康保険法施行令等の一部
を改正する政令」の施行
に伴い、平成二十一年十
月一日から平成二十三年
三月三十一日までの出産
に限り、出産育児一時金
の給付額について四万円
引き上げるため、所要の
改正を行うものであり、
妥当と認められますので、
原案のとおり可決すべき
ものと決しました。

ものと決しました。

本案は、平成二十一年
度富士吉田市国民健康保
険特別会計補正予算第二
号でありまして、今回歳
入歳出にそれぞれ百八十
一万八千円を追加し、総
額を五十五億四千四百八
万八千円とするものであ
ります。

歳入では、出産育児一
時金国庫補助金九十万円、
一般会計繰入金六十万円、
財政調整基金繰入金三十
一万八千円を増額するも
のであります。

歳出では、出産育児一
時金百八十一万八千円を
増額するものであり、妥
当と認められますので、
原案のとおり可決すべき

ものと決しました。

本案は、平成二十一年
度富士吉田市介護保険特
別会計補正予算第二号で
ありまして、今回歳入歳
出にそれぞれ二千七十三
万五千円を追加し、総額
を二十七億五千五百七十
一万九千円とするもので
あります。

歳入では、前年度繰越
金二千七十三万五千円を
増額するものであります。
歳出では、介護保険償
還金千五百一十万円、介
護給付費準備基金積立金
九百二十二万五千円を増
額するものであり、妥当
と認められますので、原
案のとおり可決すべきも
のと決しました。

本案は、平成二十一年
度富士吉田市立病院事業
会計補正予算第二号であ
りまして、今回収益的収
入及び支出につきまして、
収入を二千七百七十万円
増額し、総額を六十五億
四千六百五十三万六千円
とし、支出を二千七百七
十万円増額し、総額を六
十四億六千九百九十六万
六千円とするものであり
ます。

収益的収入では、医業
外収益二千七百七十万円
を増額し、収益的支出で
は、医業費用二千七百七
十万円を増額するもので
あり、妥当と認められま
すので、原案のとおり可
決すべきものと決しまし
た。

なお、審査の中で、リ
ニアックについては、少
なくともそれによる収益
が赤字に陥らないような
努力をしてほしいとの要
望がありました。

整備にあたっては、議
会との連携をより密にす
る中で推進していくべき
であるとの意見がありま
した。

また、リニアックに携
わるスタッフには適切な
人材を確保する中で取り
組んでほしいとの要望が
ありました。

さらに、財源の一部と
して考えている恩賜林組
合からの補助金について
は、事前に十分な協議を
重ね、対応するべきであ
るとの意見がありました。



全文については、次期定期例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

秋山 晃一 議員



国民健康保険の一部負担金減免と無料低額診療について

一回目の質問

厚生労働省医政局指導課長、社会・援護局保護課長、保険局国民健康保険課長の三者連名による「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」と題した通知が七月一日付で出されていると思う。

この通知は、深刻化する未収金問題に関して、あくまで未収金の「未然

防止」という形ではあるが、国民健康保険法第四十四条の「一部負担金の減免制度」の「適切な運用」と「医療機関・国保・生活保護の連携によるきめ細かな対応」を図るように呼びかけている。

また、「通知」は「医療機関、市町村の国保部局、福祉事務所等に、国民健康保険の保険料や一部負担を支払うことが困難である被保険者が相談に訪れた場合には、いずれの窓口においても、必要に応じて、一部負担金減免制度、生活保護制度、無料低額診療事業などについて、十分な情報提供と、きめ細かな相談対応ができるよう」にすることを、指示している。

そこで、この通知をどのように受け止めている

のか、また、現在までの一部負担金減免についてのとりくみについてお聞きする。

次に、無料低額診療事業について、役割と必要性についてどのように認識され、実施について検討されているかどうかについてお聞きする。

一回目の市長答弁

国民健康保険の一部負担金減免について「生活に困窮する国民健康保険の被保険者に対する対応について」の通知は、未然防止策として有効であると受け止めている。

この対応として、現在関係課において年度内整備を目的に「国民健康保険の一部負担金減免要綱」の素案作りに着手しているところである。また、現在までの一部負担金の対応については、医療機関窓口において一定額を支払うだけの限度額適用認定証の発行や、生活保護等の公費助成により対応している。

次に、無料低額診療事業についてであるが、こ



の制度は、社会福祉法第二条第三項に基づく社会福祉事業として、生計困難者に対する医療を確保する上で、一定の役割を果たしていることを認識しているが、医療機関が都道府県に申請し、その認可を受け実施するものであり、固定資産税が免除され、法人税等の優遇措置を受けられる代わりに指定医療機関は医療費を負担することになっている

ことから、この制度を実施するかどうかの判断は、医療機関自らが行うものと考えている。

しかしながら、この制度の指定を受けるためには、生活保護受給者などの利用率が全患者数の10%以上であることなどが要件となっていることから、全国の公的病院においても、ほとんど例が見

られない状況である。

したがって、無料低額診療事業については、本市の医療機関においては、指定要件を満たすことが困難であると認識している。

二回目の質問

厚生労働省が一部負担金減免の適切な運用をよびかけたのは、未収金の「未然防止」であるが、窓口負担が心配で医療にかかれぬ人を救済する制度として考えるべきである。このような状況の中で、素案作りに着手しているなどの作業がすすんでいるとの答弁があった。

要綱の素案作りと同時に並行で検討していただきたい内容として、まず、この制度の周知徹底である。市役所の窓口申請用紙を置き、容易に申請できるようにするとともに、市立病院をはじめとする医療機関の窓口にもポスターなどを張り出して宣伝するなどの工夫も含めて、支払いが困難な患者には制度の活用がで

きるようにすること。

二点目に、減免を認める「特別な理由および基準」として、災害などの事情がなくても「低所得による生活困窮」なども入れて、低所得者の医療を受ける権利保障の制度とする考えでのぞむべきである。

三点目に先進自治体の調査である。先の厚生労働省の調査では、山梨県で制度を有している自治体の減免申請件数はゼロ件である。

制度があつても活用されないのでは、つくる意味がないので、申請件数、実施件数の多い自治体を調査して、我が市の制度に生かすべきだと考える。以上三点について制度を創設していくにあつての市長の考えはいかが、答弁を求める。

二回目の市長答弁

今後においては、進捗状況を踏まえ、市広報紙やCATVなどを活用するとともに、関係医療機関等と連携を図りながら、適宜周知して参りたいと

考えている。

低所得による生活困窮者への制度適用については、現状の経済情勢に配慮し、心ならずも解雇等により職を失った、いわゆる非自発的失業者の方たちにも活用していただける受給基準として参る。

次に、先進自治体の調査についてであるが、既にいくつかの自治体での要綱は参考とさせていたでいるが、活用実態なども把握する中で取り組んで参りたいと考えている。

民生安定事業により補助を受けた施設の運用について

一回目の質問

昨年七月二十八日付、地方協力局長名で「防衛施設周辺地域の生活環境等の整備等に係る補助対象財産の処分について」が出されており、関係地方公共団体に対して周知を図るとともに、情報提供を確実に実施することを求めている。

通知の内容は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応するとともに、既存ストックを効率的に活用した地域活性化を図るため、として財産処分承認基準を新しく定めている。その特徴としては、

経過年数十年以上のものである。については補助対象財産の目的外使用などが容易に認められるようになった。

このような点をふまえて補助対象施設の一般的な見直し、使用目的の変更を含めてリニューアルなどを検討すべきではないかと考えるが、市長の考えはいかがか。

次に、既存施設の運用にとりまなう運営費の軽減措置については、同じく使用協定締結の際に「運営費を軽減する施設整備への助成を検討する」という回答があつたが、この回答をいかして、とりくむことが運営費の軽減のためにも、直接の補助を実現のためにも必要だと考える。

運営費を軽減する施設整備についてはどのような考え、検討されておられるのか市長の考えをお聞きする。

一回目の市長答弁

この承認基準を適用するためには、補助対象施設と同様の施設整備が進んでいること、有償の譲渡・貸付の場合には国庫納付が求められること等の条件がある。

現在のところ、使用目的の変更を予定している施設はないが、社会経済状況と施設利用状況を見極めながら、より適切な対応に努めて参りたいと考えている。

第八次使用協定締結の際の国に対する要望に対し国からは、「民生安定事業により整備した施設の運用に経費を要している状況は理解するところであり、太陽光発電システム等その軽減については、具体的な要望を踏まえた上で検討する」との回答を得ている。また、国は既存施設へ設置する場合には対象外

とするの考えであることから、厳しい財政状況にある本市としては、既存施設への設置までを対象とするよう防衛省との協議及び防衛施設周辺整備全国協議会を通して、本市の要望として国に働きかけをしているところであり、今後においても粘り強く協議及び要望して参る。

二回目の市長答弁

新たな財産処分承認基準の趣旨に基づき、今後の社会経済状況と施設利用状況等を見極めながら、地域活性化を図るため、使用目的の変更を含め、より適切な対応を図って参りたいとの考え方を述べたものである。御理解を賜りたい。

二回目の質問

社会経済状況の変化により必要度が低下してきた場合や、同種の施設が複数存在する場合も、充足にあてはまると考えられる。地方公共団体の判断を尊重し、対応するとされているので、積極的なのでいくべきだと考えるがいかがか、答弁を求める。

次に、運営費の軽減についてであるが、地元要望には「第一次使用協定から第七次使用協定」という語句が冒頭におかれ、それに対する回答であるので、既存施設も対象にするの考えが自然である。国に対して働き

かけに際してはその点も強く主張すべきだと考えるがいかがか、答弁を求め

次に、運営費の軽減についてであるが、第八次使用協定の際の地元要望の考え方についても秋山議員の御発言と同様であるので、既存施設への設置までも対象とするよう防衛省及び関係協議会等を通して働きかけて参る。

全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

及川 三郎 議員



御師の町並みと周辺の整備について

一回目の質問

世界文化遺産登録に関して山梨県は、新たに「史跡・富士山」をリストアップして「富士講信者が山頂に至った『信仰の道』を前面に打出す」こととした。

御師の家に住んでいる方々は、これまでの歴史や伝統を重んじて、後世にその家屋等を継承していくことと、自費で手を加えて守り続けているのが現状である。

一般住宅でもある「御師の家」の方々は、今後もその「家」を守り続けていただけたらと思うが、

老朽化も激しく、将来的に守り続けていくには非常に困難な環境になっている。

世界遺産に向けてのバツファゾーン内にある、小佐野家住宅や旧外川家住宅の二軒の構成資産のほかに、現在も十数軒家屋が現存している「御師の家」は、現在も市の文化財にすら指定されていないのが現状である。

一年前、私の一般質問で市長は「富士信仰集団である『富士講』の歴史は欠くことができない。『御師の家・宿場町』について、現在の状況を保つことを主眼としていく」と答弁しており、今も変わらぬ考えなのかお聞きする。

さらにこの一年間、「御師の町並み」に対してどのような保全対策をしてきたのか、どのような検討をしてきたのか併せてお聞きする。

そして、「御師の家並み」の問、いわゆるバツファゾーンの真ん中を走って

いる国道一三九号線、通称たて宿通りの登山道沿いの街路灯支柱の塗装などについては設置主体の山梨県に強く要望していくとし、登山道案内看板についても、市民ボランティアの協力をいただきながら実施していくと、それぞれ前向きのご答弁をいただいている。

これらの事業について、その後の取り組み状況や成果などについてどうなっているのか。

また、金鳥居を含めての富士山の眺望については、文化庁にもそのすばらしさと特徴についても意義があると認めていただいているが世界文化遺産登録に向けて、上吉田地区のバツファゾーンにこだわらず、世界遺産登録に向けては富士吉田市全域をとらえた考え方で望むべきと思う。

まずは、本町通りを横断している多くの電線が見えないように地中化する考え方についても、大変意義あることと思うが、その点についてもお聞きしたい。

一回目の市長答弁

富士信仰集団である「富士講」の歴史は、欠くことのできない事例であり、またバツファゾーンとなるこのエリアの保全体制についても、現在の状況



を保つていくことを主眼として検討を進めて参りたい。

本町通りの電線の地中化については、既に電線地中化や街路整備が完了している上吉田御師住宅周辺地域以外の金鳥居交差点北の本町通りに関しても、今後、検討して参りたいと考えている。

国道である本町通りの電線地中化事業は、道路管理者である山梨県が行うこととされているため、今後においては、地域住民の意見を伺い、市と地域が一体となった要望活動を行う中で、現在、山梨県が美しい県土づくり事業の一環として推進している「電線地中化・街路整備事業」に採択され

るよう積極的に取り組んで参りたいと考えている。

一回目の経済担当部長の答弁

昨年十月に、上吉田地区全体の説明会を市立吉田中学校で開催し、さらに、十一月には当該バツファゾーンに含まれる上宿、中宿、下宿の各自治会に対しても説明会を開催し、地域住民の御理解を賜ったところである。

これを受け、昨年十二月定例会において「富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例」を制定させていただいたところである。

この間、世界文化遺産構成資産の保全のあり方を示すため、「富士吉田市富士山世界文化遺産（候補）保存管理計画策定委

員会」に諮問し、本年三月二十五日には答申をいただいている。

本年度の取組みとしては、「富士吉田市富士山世界文化遺産候補条例」に基づき、市の責務として富士山の世界遺産としての認知・啓発を行うべく、去る六月三十日に富士吉田市富士山世界遺産インフォメーションセンター、愛称「金鳥居茶屋」を金鳥居公園付近に開設し、また、七月十三日には富士山及び本市の魅力と価値を多くの人々に正しく、正確に周知することができるとして、富士吉田市世界遺産専門学校を開校し、同月三十日には第一回五十三名が卒業し、現在各所で世界遺産のガイドに就くなど、条例の制定とともに全国で初の事業を展開している。

次に、上吉田本町通りの街路灯支柱の塗装と登山道案内看板についてであるが、まず、街路灯支柱の塗装については、当該道路の保守管理が山梨県となっていることから、県と協議した結果、順次化粧直しをすることとなっている。

また、登山道案内看板については、市民グループと共同して、金鳥居前、旧外川家前、中雁丸前、西念寺入口、横町旧郵便

局前には、御師宿坊の町並みの案内看板を整備し、さらに、現在、四ヶ国語の案内看板、矢羽根看板及び誘導看板を富士吉田駅から浅間神社まで八箇所を設置する予定となっている。

二回目の質問

本町通りの電線地中化については、金鳥居交差点北の本町通りに関して検討していくとの考えを示されたが、これは下吉田地区の本町通りを含めた全域の範囲という理解でよいのか、その点、今一度ご答弁をお願いする。

平成二十年十一月に施行した「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」がある。通称「歴史まちづくり法」で歴史的価値のある建物等の維持管理に多くの費用がかかり、歴史的町並みが失われていくことに危機感を持った国民が保存のため支援しようとする法律である。

全国の市町村の歴史的な資産を後世に残すため、国が補助してくれる。現在は今現存している御師の家並みも「歴史まちづくり法」を活用するに充分値すると思っっている。

「御師の町並み」存続にこの「歴史まちづくり法」の活用についての考えをお聞きする。

次に、上吉田本町通りの街路灯支柱の塗装については、県との協議で順次化粧直しすることであり、世界遺産登録までには全て完了するべきと考えるが、県からそのような確約を取り付けていただきたいと思うが、いかがか。

二回目の市長答弁

道路管理者である山梨県に対し、地域住民と一体となる中で積極的に要望活動を行って参るが、事業実施にあたっては莫大な費用と時間がかかるため、段階的に推し進めて参りたいと考えておるので、御理解を賜りたい。

この「歴史まちづくり法」を活用しての町並み整備については、重点地区の核となる国の重要文化財や史跡等が一体となつて高い歴史的風致が形成されていること、さらには歴史的風致を維持・向上させる計画の内容が実効性の高いものであることなど、多くの条件整備が必要であり、現在採択を受けている金沢市、高山市、彦根市、萩市等、十一箇所については、いずれも重要文化財や史跡等、全国的に認められている歴史のある街である。このような状況や採択条件などを総合的に調査・検討した結果、本市への

適用には、非常にハードルが高いものと考えている。したがって、今後において、四百年余りの歴史のある富士講のまちである上吉田地区を後世に受け継ぐべく、あらゆる方向から関係機関と研究・検討して参りたいと考えている。

二回目の経済担当部長の答弁

上吉田本町通りの街路灯支柱の塗装については、県との協議の結果、本年度中には塗装を完了するとの了承を取り付けたところである。

環境保全協力金について

一回目の質問

七月、歴代市長としては初めて「公務で富士山頂を極める」と、富士登山をしたとお聞きした。

その時、入山料については「環境保全協力金」として実現を目指し、富士山世界文化遺産登録前の実現を目指すとも発言をしている。

さらに、富士北麓地域の自治体や関係団体へ呼びかけをし、協議や議論を深めていきたい考えを示している。

同様に、八月には環境保全協力金導入に向けて

年度中に検討組織を立ち上げ、世界遺産登録の時期に合せたいとも発言をしている。

そこで、まず、富士山への入山料を「環境保全協力金」として徴収していくことについての考え方や内容などについてお聞かせ願う。

一回目の市長答弁

毎年、大勢の人がこの山を訪れ、そして、それらを起因としたごみ処理の問題、トイレの問題、排気ガスによる自然環境への影響、登山者への啓蒙等の問題は、今後も引き続きこれらの対策や事業に取り組んでいかなければならないものと考えている。

そして、このような環境保全と安全対策に万全を期すための絶え間ない活動は、本市をはじめとする地元自治体や山梨県、旅館組合、地元企業等の費用負担により支えられている。

環境保全協力金制度は、このような富士山に関する地元の問題意識や危機感、それとともに環境保全や安全対策に関し有形無形に負担を負っている事実を広く国民に訴えていき、富士山の環境保全の必要性を十分理解していただく中で環境保全施策の原資としてその浄財

を活用させていただこうとするものであり、山容の優美さばかりではなく、実際に登山してもその美しさを実感できる富士山という貴重な財産を後世に残していくためのきっかけづくりになればという素朴な問題意識を集約させたものである。

二回目の市長答弁

そして、既に世界の先進地域で取り組まれている山岳地域での環境保全手法としても、入山規制や新交通システムの導入、入山料の徴収や保全すべき山の景観に恩恵を受けている企業や地元の施設からの協力金制度などが確立されており、この手法が富士山の環境保全にも有効な手立てとして導入できると考えたことも踏まえ提案させていただいたものである。

今後においては、山梨県・静岡県、富士山を取り巻く地元自治体はもとより、国の関係省庁や富士山の県有地を管理する恩賜林組合と協議する中で連携を強化し、併せて、山小屋の経営者や地元企業等富士山に関わる関係機関・関係団体に対し理解を求めて参りたいと考えている。

現在、富士山のトイレ使用はチップ制なので、「環境保全協力金」制度

が実施された時にまだトイレが整っていないわけにはいかないと思う。

登山道や下山道沿いにもっとトイレが必要かと思うが、考えをお聞きしたい。

二回目の市長答弁

環境保全協力金については、富士山の環境保全や安全確保、また、その対策に当たる我々地元の問題意識や危機感、地元が有形無形に負担を負っている事実等について、広く国民に訴え、富士山の環境保全等の必要性を十分理解していただく中で実施していかねばならない制度であると考えている。

トイレの数や協力金の額の問題についても、山梨県・静岡県、恩賜林組合、富士山を取り巻く地元自治体はもとより、国の関係省庁と協議する中で富士山の環境保全対策や安全対策等解決していかねばならない課題を全体的に見据え、基本的な考え方を共有する中で対処すべきであると考えているので、御理解を賜りたい。

「環境保全協力金」制度

全文については、次定期例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

横山 勇志 議員



環境と景観に配慮したまちづくりについて

一回目の質問

私は、富士山を有する本市が環境と景観に適した立地にあることから、環境と景観を前面に押し出した施策を積極的に行うことで全国に本市をアピールすべきであると言いつけてきた。そこで、早い時代の変化とその時代の必然性を考慮した市長の考える環境と景観の具体的なビジョンを再びお尋ねしたい。

一回目の市長答弁

環境政策に関する私の現状認識は、太陽光発電などの地球温暖化防止対策を基

本とした低炭素時代への転換点にある。

環境政策に関する本市のビジョンとして、先人から引き継いだ恵み豊かな環境を次世代に継承し、「環境都市富士吉田」を実現するために、市民、事業者、行政等の各主体がともに汗を流し、地域の環境保全という共通の目的と参加意識と協働の精神を基本に本市の環境政策を強力に進めていく。

この四月から実施している「指定ごみ袋の導入と有料化」は、この参加と協働が見事に実現された事業であり、ほぼ全地域全市民の指定ごみ袋の利用により七月までの各月において前年同月比約十五%から二十五%の可燃ごみが減量されている。

また、新エネルギービジョンの推進においては、本年度事業として、吉田西小学校への太陽光発電設備の設置を予定しており、この事業は一般家庭への太陽光発電システムの普及に大きな役割を担うものと考えて

いる。

その普及の一助として実施している「住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付事業」についても、事業開始から九年目を迎え、市の補助を受けて設置された住宅は既に二四〇戸を超える。厳しい財政運営の中で、補助制度の充実を図り、市内各所への太陽光発電の普及に努めていく。

景観施策に関する本市のビジョンは、地域の歴史・自然環境の保全や地域の特色を活かした街並形成に向け、景観法の理念に沿った景観行政を推進していくことである。

二回目の質問

私は、求める時代に対して柔軟な考えを持たなければ、本市は埋没してしまうと本気で心配になる。

本市は、数百年ある環境と景観に関する国のモデル事業もしくは補助事業のうち、この二年間でどういった事業に手を挙げ、その中で幾つ採用されたのか。

私は、過去何回も「市の公共施設に太陽光パネルを積極的に設置し、施設運用費の軽減と環境教育の向上を図るべき」旨の一般質問を行ってきた。

平成二十年六月の一般質問の中で市長は、「小学校体育館をはじめとする公共施設への計画的導入に向け、積極的に取り組んでいく。

文化エリア整備事業の基本設計においても、検討を重ねている。」と答弁し、その後の完成イメージ図では太陽光パネルが屋上に描かれたが、なぜか再び太陽光パネル無しの絵に差し替えられてしまった。

今後、NEDOの補助金が縮小されていく状況の中で、各種公共団体が補助を求めて多く殺到することも予想され、施設運用費の軽減と環境教育の向上を図るためにも太陽光パネルの設置を積極的に進めるべきだと考える。

そこで、再度市長に確認するが、市民文化エリア図書館に太陽光発電施設の設置を平成二十二年度予算の中で考えているのか。

次に、富士吉田を故郷とする故羽田辰男弁護士から平成二十一年四月までに約三億円の寄付が本市にあり、そのうち五千万円を新エネルギー推進基金に充てることを確認しているが、その使途としては、環境問題の普及活動に貢献し、かつ実用的なシンボルになり得るものを設置し、故人の功績を後世に残すべきだと考えるが、市長の考えはどうか。

二回目の市長答弁

この二年間の環境と景観に関する国庫補助事業としては、明見湖公園整備事業と吉田西小への太陽光発電

システム導入促進事業を実施した。

市民文化エリアへの太陽光発電システムの設置については、平成二十二年度には確実に実施する。

故羽田辰男弁護士の寄贈による「新エネルギー推進基金」により「環境問題の対応に貢献し、かつ実用的なシンボル」になり得る設

備を導入していきたい。

本市は、日照時間が長く日射量が多いこと、また安定した水量と落差のある小水路や小河川が多いことなどの地域特性があることから、太陽光発電や小水力発電に活用していくことが故羽田弁護士の遺志に報いることになると考えている。



市民文化エリア完成イメージ図

医療体制と新型インフルエンザについて

一回目の質問

本市の市立病院は、郡内唯一の地域がん診療連携拠点病院の指定を厚生労働省から受けており、リニアック整備は拠点病院の新たな指定要件として重要な意味を持っている。

本年七月二十七日に、市立病院へのがん治療機器リニアックの整備に伴う財政支援について、知事から前向きな発言をいただいたが、現状のリニアック整備の進捗状況と今後の予定はどうなっているか。

救急医療の確保、地域の医師確保、がん治療など医療課題の解決のために国が定めた地域医療再生基金の支援を受ける方向で本県の動向を把握し、本市の考え方を固めておくべきだと考えるが、いかがか。

また同時に、本市の医療体制の基本的戦略をどのように考えているのか。

新型インフルエンザ対策について、本市が事前に用意できるワクチンおよび薬品さらにはマスク等の予定される備蓄総数ならびに想定される医療機関の手配状況等はどうなっているか。

特に本市は、観光客等の流入など、多くの第三者と

接触する機会もあるため、観光業者はもちろん、本市以外の人々にも情報や対処方法が伝わるよう、ホームページ以外でも積極的に広報するべきであるし、流行を最小限に食い止めるために、公共施設にアルコール消毒を置くとか事前にマスクを全戸配布するなどの思い切った施策を速やかに実行するべきだと考えるが、いかがか。

さらに、学級閉鎖の実施人数を決定するなど集団感染時の抑え込み方法のマニュアル作成を早期に完了させる一方で、治療の不公平感がないようにしつかりとしたガイドラインを医療機関と共同で設けるべきだと考えるが、市長の考えはどうか。

リニアックの整備については、山梨県から財政支援の検討に入るとの見解が示されたことから、早ければ九月の県議会でも、対応していただけるものと考えている。併せて、恩賜林組合においても、地域の二次医療やがん診療連携拠点病院を担う市立病院の役割の重要性や必要性を十分認識いただいているので、引き続き、同組合に対し財政支援をお願いしていく。

リニアックの整備は、がん診療能力の向上や均質化に寄与するものであり、よ

り質の高い医療サービスを市民の皆様提供していくために、設置するための別棟の設計予算を補正計上した。

また、地域医療再生基金については、リニアック整備にも適用できると考えているが、当該基金での対応では、実現に数年を要するものと見込まれ、早急な整備が望めないことから、当該基金の活用を見送ることとした。

現在、山梨県において、各二次医療圏における様々な医療課題を総合的に検討し、医療機能の強化を目指すべく、地域医療再生計画の策定を進めているので、本市を含む医療圏の整備に向けて、山梨県と協議していく。

リニアックの整備は、がん診療能力の向上や均質化に寄与するものであり、よ

と協議を行い、円滑な受診体制の確立を図る。新型インフルエンザに対する備蓄については、マスク四〇〇〇枚、消毒液二五〇等を既に確保している。

今回のインフルエンザ対策では、正確な情報提供が最も重要な防止策であると考え、既に広報やホームページ等にて感染予防対策等の周知、感染情報の提供等の対応をしている。今後においても、流行を最小限に抑えるため、感染予防対策の再度の周知、正確な情報の迅速な提供、国及び県の予防接種計画に基づくワクチン接種の早期対応等に努めていく。

集団感染時の抑え込みについては、既に市教育委員会から市内各小中学校に対し学級閉鎖等の対応方針を示しており、市としてはイベントの開催時に感染防止の適切な対策を要請する等集団感染発生防止に努めている。

治療についてはガイドラインについては、国が定めた、医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針に基づいて対応している。

リニアックの運用が開始されたときに必要とされる人員及び経費とそれらの財源をどのように手当するか。

今後の医療体制全般、そして特に財源問題が本市のみで解決できる問題とは思えないので、地域医療再生基金の支援を受けるために近隣市町村と連携し、県や国に要請することも必要であると考えるが、市長はいかがか。

新型インフルエンザ対策として、物理的に全体数が決まっている薬品や備品は本市のみで解決できる問題ではないことは理解できるが、本市の特徴でもある観光客対策について十分な答弁が得られなかったため再度市長に伺う。

公共機関以外で、不特定多数の人が流入する観光施設の従事者、あるいは流入者に対しての特別な配慮またはガイドライン等の対策を考えているか。

リニアックの運用人員については、放射線治療医師、放射線技士、担当看護師、担当事務の四名の常時必要なスタッフと、交代要員をも併せて確保する必要があることから、当初において、放射線治療医師及び放射線技士各一名を新たに採用するとともに、担当看護師については年次採用者の中で、また、担当事務については、医療事務の委託先での対応を考えている。

また、人件費を含めたりリニアックの運用経費の財源

については、リニアック治療に係る収益により賄うことが原則であるので、努力していく。

地域医療再生基金は、本市を取り巻く医療圏の体制整備に有効な財源であるので、近隣市町村と連携しながら、山梨県などに支援を要請していく。

観光客への対応については、既に道の駅等の観光施設及び大型店舗や金融機関等の不特定多数の人が訪れる施設には、流行への注意を喚起するポスター掲示をお願いしている。また、旅館等の宿泊施設には、広報や回覧板等により手洗いの徹底等観光客への対応を実施している。

さらに、山小屋組合では五月の発生時点から山梨大と連携し、大規模宿泊施設等では既に独自の判断として感染防止策を講じている。

今後においても、山梨県及び財団法人ふじよした観光振興サービス等と連携し、感染拡大防止策の確立を図っていく。



全文については、次期定例会（十二月）より、市立図書館において閲覧できます。

市政一般質問

9月

宮下正男 議員



市長の政治姿勢について

一回目の質問

先月三十日の衆院選挙は「マニフェストによる政権選択選挙」ともいわれた。マニフェストは、二〇〇七年、地方の首長選挙でも配布可能になったが、マニフェストについての市長の基本的な認識はどうか。

市長が、市長選挙告示前の公開討論会において、市民に向けて発言されている内容は市民に向けての選挙公約であり、それがマニフェストに直結していると私は解釈しているが、それではよろしいか。

公開討論会の中で、重点政策としていた文化エリア

見直しについて、慶応大学誘致について、市立病院問題について、さらには力説していた派閥解消について、現時点における市長自身の自己評価がどうなっているか、又、それらの中で課題として残っているものがあるのなら、残りの任期でいかに対応されるのか。

一回目の市長答弁

マニフェストについては、第一義的には、有権者に対して具体的な政策を示すことにより、選挙における政策本位の投票行動を促進する狙いとされており、平成十九年二月の公職選挙法の改正により、知事選挙、市区町村長選挙の候補者がピラ形式により選挙運動用として配布することが可能になったことから、私も市長候補者として、自らの政治姿勢や市政の在り方、施策の考え方等について明らかにした。

公開討論会における私の発言内容は、私の理想とする富士吉田市の姿、市政における長期的な展望等を敷衍した部分もあり、市長として推進すべき施策や着手すべき事業については、選挙中に市民の皆様にお示したマニフェストそのものが公約であると認識している。

次に、市民文化エリアについては、先の市長選挙で市民文化エリア整備事業の抜本的見直しを公約に掲げ、その実現のため、検討委員会を立ち上げ、あらゆる角度から総合的に検討した結果、現在地に図書館、市民会館の複合施設の建設を、また富士五湖文化センターの改修を断行し、今般工事の着手に至った。

慶應義塾大学の誘致については、平成十九年十二月四日に山梨県、富士吉田市及び慶應義塾三者による連携協定を締結し、本年度については、山梨県、富士吉田市及び慶應義塾が連携を進めるための母体となる「山梨県・富士吉田市・慶應義塾連携推進協議会」の設置に向けた取組みや中長期的な戦略ビジョン、具体的な連携策、協議会の下部組織の設置などを内容とする基本的な考え方を盛り込んだ連携計画案を作成し、慶應義塾及び山梨県に提示して、現在、協議中である。

本年度の連携事業としては、既に慶應義塾先端科学技術研究センター、いわゆるKILLを受託者とした本市の地下水の年代測定・水

質調査・研究委託事業を実施している。さらに今後は、連携計画案に掲げている「高大連携事業」の一環として、吉田高校の生徒を対象とした慶應義塾大学における特別講座や保護者を対象とした教養講座、また約二〇〇名の生徒・保護者を対象としたオープンキャンパスを開催・実施する予定である。

次に、市立病院問題についてであるが、近年の医療制度改革等による勤務医不足等、地方の医療環境の悪化が進む中、市立病院安心体制の確立、小児救急医療体制の確立などを目標に掲げ、医師の確保については、市長就任当時の三十七名から内科、小児科、麻酔科、放射線科を充実させることにより現在の四十一名となることともに、形成外科や救急科も新たに標榜科に加え、基幹病院としての安心・安全体制の充実を図った。

また、近隣の病院との連携については、現在、山梨赤十字病院と市立病院との医師により、二カ月に一度の割合で日頃の諸課題や連携の強化等について協議を行っている。

小児救急医療体制については、昨年十月三十日、本市に小児初期救急医療センターが開設されたことにより、休日・夜間の小児救急医療体制が確立され、地域住民の医療環境が向上した

と考えている。

派閥解消については、二年前の選挙に古い体質や一辺倒に継続する組織・団体等との係わりを持たず、直接市民の皆様への考えを伝えていくことを大切にしたい。結果、こうして市政の舵取りを任せられたことが第一義的な派閥解消と考えている。

この目的実現のために、市長就任直後の六月定例会において、「要求実現型行政」から脱却し、「市民中心主義」を徹底し、市民の皆様とともに誇れる郷土の構築に向けて知恵や工夫を凝らし市政運営していく旨の所信を表明し、以来、一貫してこの考えで市政運営に臨み、実力第一主義による昇任、能力や資質にあつた人事配置、一般競争入札の拡大と指名競争入札の改革などを実施してきたので、及第点をいただけのものと考えている。

市民文化エリア見直しについて、市長がすでに回答した富士吉田市をよくする会の公開質問状にもあるように、私が問題とするのは、市長が選挙戦を通して市民文化エリアは抜本的に検討見直しを行い旧市立病院跡地に整備するということが公約だなどという事であり、そしてその公約をいざ変え

となった時に市民、その中でも特に支持者に対し、しっかりと説明がなされなかった結果が反対運動となったのではないのか。

公約と文化エリア建設地問題に対しての市長の考えと、今後の行政運営に對し市長と市民の間に認識のズレが生じぬよう十分に配慮いただきたいとする件に對する市長の考えを聞きたい。

次に、慶應義塾大学誘致については、今期中にどこまでまとめあげる予定か。又、マニフェストには「大学の研究施設を誘致」とあるが、施設誘致はどうなったのか。

次に、派閥解消についてであるが、今回、市民文化エリアの反対運動が起きたが、反対運動一つとっても、純粹に意見の相違から反対運動をする人たちがそうではない人たちがしつかり見極めて、真摯に対応すべきものが、いかががお考えか。

市民文化エリアの見直しについては、公約の実現のため、市民文化エリア整備事業を進めるにあたり、あらゆる角度から総合的に検討した結果、現在地に図書館、市民会館、富士五湖文化センターの工事着手に至ったところである。

今後の行政運営について

二回目の市長答弁

市民文化エリアの見直しについては、公約の実現のため、市民文化エリア整備事業を進めるにあたり、あらゆる角度から総合的に検討した結果、現在地に図書館、市民会館、富士五湖文化センターの工事着手に至ったところである。

今後の行政運営について

は、私は市長就任直後から「市民中心主義」を徹底し、市民の皆様とともに誇れる郷土の構築に向けて知恵や工夫を凝らし市政運営に取り組んでおり、今後も同様に取り組んでいく。

慶應義塾との連携に係る今後の予定は、慶應義塾の体制が整い次第、本年度中に協議会を立ち上げ、来年度からは、この協議会で決定した連携策を具体的に実施していきたい。

連携策については、美しい富士山や本市が有する豊かな自然をフィールドとした教育活動への協力連携や市職員、地元企業社員の人材育成をも含めた交流、産官学による共同研究や共同商品の開発、高校・大学連携などを考えているが、マニフェストに掲げた慶應義塾大学の研究施設の誘致についても、慶應義塾の経営方針、研究の方向性等をお聴きする中で協議会において御協議いただく考えである。

派閥解消については、首長として事業の企画立案段階から執行段階まで、あらゆる機会を捉え、職員とともどもその必要性等の説明責任を果たすため、市民中心主義を基本に誠心誠意市政に取り組んでいく。

三回目の質問

市民より「慶應義塾との連携は吉田高校だけか」と

質問を受けた。

富士北麓には私立も含めて五つの高等学校があり、それぞれ特色のある教育方針を持っていると思うので、そうした特色に応じた連携を考えても良いのではないかと考えるがいかがか。

次に、堀内市長就任後の六月定例会における所信説明の中で、「快適な市風をつくるためにコミュニケーションの再生を促す地域内分権の実現に取り組む」と表明したが、現在この課題に対してどう取り組んでいるのか。

また、同じ六月定例会の所信説明の中で、「情報公開」と「説明責任」の重要性を述べており、私の一般質問に対しても「本市の財政状況、政策調整会議の検討結果や政策形成過程情報等を広報紙やホームページを通じて行うなど、早期に市自身が積極的に市民の求める情報をよりわかりやすく提供する仕組みづくりに取り組むこと、また、情報公開条例への説明責任の明記については前向きに検討すると答弁しているが、この二点はコミュニケーションの再生を促す地域内分権の実現のためにも大変重要な課題であるので、現在の状況を聞かせたい。

三回目の市長答弁

高大連携事業は、まだ緒に就いたばかりであるので、今後は吉田高校と慶應義塾

大学との連携手法、連携内容、連携効果、慶應義塾の受入れ態勢等を十分に見極めていきたい。

地域内分権については、自分たちの住む地域の問題を住民自らの手で解決していくという力が地域内分権を支える礎であると考えていることから、各地域が地域の問題意識に基づいて取り組む諸活動を行政が支援していくという姿勢が大切になる。

具体的には、自主防災組織の再構築、地域にある都市公園等を地域で維持管理

するアダプトプログラム、有事の際に災害弱者を地域の住民が連携して救援する災害時要援護者支援体制の構築等、地域内分権を支える地域の力が大きく育まれ、こうした地域住民が主体となった取組みへと発展してきている。

次に、市民への分かりやすい情報提供の仕組みづくりについては、本市の財政状況等の公表として、既に広報紙等により普通会計における行政コスト計算書及びバランスシートをお示している。さらに、行政の信

頼の確保と情報開示の徹底を図るため、連結方式による財務書類四表を本年度中に公表する。

また、政策調整会議等の公表については、行政を預かる者としての説明責任を果たすため、私自身が情報発信の媒体となり、CATV富士五湖を活用した広報活動や各種講演会、企業懇話会等の場において広くお知らせしている。

情報公開条例への「説明責任」の明記については、地方自治の本旨に照らし合わせてみると、市は市民に対し、その諸活動について「説明する責務」を有しており、情報公開制度はこの説明する責務を全うするために最も重要な役割を担う制度であると認識している。本年度の市情報公開・個人情報保護審査会に諮問する中で、新年度からの施行に向け条例改正作業を進めていく。

四回目の質問

堀内市長が推進する「コミュニケーション」の再生を促す地域内分権の実現」の為に、住民との協働が欠かせず、そこには地域の住民との強い信頼関係が必要である。そして、その信頼関係を維持するうえで必要不可欠なのが「自治基本条例」と「議会基本条例」さらには「政治倫理条例」の三条例制定である。

そこで、まず自治基本条例制定の為に市長のもとに条例制定審議会等を設置してはどうか。そしてこういう時にも慶應義塾の支援をしっかりと受けるべきではないか。

四回目の市長答弁

自治基本条例は、まちづくりのための基本的な理念や原則、行政や市民の役割分担、取組みへの仕組みなどを定めた、自治体の憲法とも言われるものであると認識している。

この条例制定には、住民との強い信頼関係を基本とした協働関係が必要であり、さらにこの強い信頼関係を築き上げるには、地域住民が自らの手で地域づくりを行えるような施策の展開とそれに伴う地域住民の意識の高揚などが必要不可欠である。

また、この信頼関係を維持し、より強固なものとするためには、議会とも足並みを揃える中で、「議会基本条例」「政治倫理条例」なども制定していく必要があるものと考えている。

したがって、自治基本条例制定のために、地域のコミュニケーション作りを注ぎ、今後の市民意識の醸成などの状況を見極めながら、検討組織の設置や慶應義塾からの御支援などについて、検討していく。



慶應義塾大学院生による講話（吉田高校）

議案の処理結果（9月定例会）

議案番号	件名	結果	内容
報告第12号	継続費精算報告書について （平成20年度富士吉田市一般会計予算）	報告	平成20年度一般会計予算
報告第13号	健全化判断比率について	報告	平成20年度決算に基づく健全化判断比率について
報告第14号	資金不足比率について	報告	平成20年度決算に基づく下水道事業会計の資金不足比率について
報告第15号	資金不足比率について	報告	平成20年度決算に基づく大明見水道特別会計の資金不足比率について
報告第16号	資金不足比率について	報告	平成20年度決算に基づく市立病院事業会計の資金不足比率について
報告第17号	資金不足比率について	報告	平成20年度決算に基づく水道事業会計の資金不足比率について
議案第80号	平成20年度富士吉田市一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について	認定	一般会計及び下水道事業等7特別会計の決算を認定するもの
議案第81号	平成20年度富士吉田市立病院事業会計決算認定について	認定	事業収益57億1673万7295円、事業費用60億4958万563円、資本的収入3億2525万7000円、同支出額4億6041万2834円の決算を認定するもの
議案第82号	平成20年度富士吉田市水道事業会計決算認定について	認定	事業収益4億8826万5602円、事業費用5億1130万26円、資本的収入3億433万135円、同支出額4億8279万116円の決算を認定するもの
議案第83号	住居表示の実施に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可決	上吉田及び下吉田の一部地域の住居表示を本年11月24日から実施することに伴い、住居表示の実施区域に設置してある公の施設の位置の表示を改めるなど、所要の改正を行うもの
議案第84号	富士吉田市職員特殊勤務手当支給条例の一部改正について	可決	市立病院における看護の充実を図るため、専門看護師又は認定看護師と認定された看護師に対して、専門・認定看護師手当が支給できるよう、所要の改正を行うもの
議案第85号	富士吉田市子育て応援医療費助成金支給条例及び富士吉田市老人医療費助成金支給条例の一部改正について	可決	健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行に伴い、高額医療・高額介護合算制度が新たに導入されたことから、所要の改正を行うもの
議案第86号	富士吉田市国民健康保険条例の一部改正について	可決	健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産に限り、出産育児一時金の給付額について4万円引き上げるため、所要の改正を行うもの
議案第87号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第4号）	可決	歳入歳出にそれぞれ3689万8千円を追加し、総額を187億6616万6千円とするもの
議案第88号	平成21年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第1号）	可決	収益的収入及び支出について、収入を142万9千円増額し、総額を65億1883万6千円とし、支出を142万9千円増額し、総額を64億4226万6千円とするもの
議案第89号	平成21年度富士吉田市水道事業会計補正予算（第1号）	可決	収益的収入及び支出について、収入を262万1千円増額し、総額を5億2550万1千円とし、支出を262万1千円増額し、総額を5億1295万1千円とするもの
議案第90号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	可決	歳入歳出にそれぞれ1億2067万円を追加し、総額を188億8683万6千円とするもの
議案第91号	平成21年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出にそれぞれ181万8千円を追加し、総額を55億4408万8千円とするもの
議案第92号	平成21年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	可決	歳入歳出にそれぞれ2073万5千円を追加し、総額を27億5571万9千円とするもの
議案第93号	富士吉田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	可決	消防法の一部を改正する法律の施行に伴い、参照する条番号に移動が生じたことから、所要の改正を行うもの
議案第94号	平成21年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）	可決	歳入歳出にそれぞれ2770万円を追加し、総額を189億1453万6千円とするもの
議案第95号	平成21年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第2号）	可決	収益的収入及び支出について、収入を2770万円増額し、総額を65億4653万6千円とし、支出を2770万円増額し、総額を64億6996万6千円とするもの
議案第96号	富士吉田市教育委員会委員の任命について	同意	富士吉田市教育委員会委員に桑原良訓氏（大明見1712番地）、刑部茶苗氏（上吉田二丁目10番22号）を任命するもの
議案第97号	富士吉田市公平委員会委員の選任について	同意	富士吉田市公平委員会委員に吉元勝春氏（下吉田348番地の1）を選任するもの
選挙第5号	富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合議員の補欠選挙について	選挙	補欠選挙で、上吉田区域の宮下正男議員が当選